

## 【参考】

### 平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

平成 27 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

#### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 27 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、雇用対策部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

#### 6 義務付け・枠付けの見直し等

##### 【内閣府】

##### （1）災害救助法（昭 22 法 118）

災害時における住宅の応急修理については、可能な限り地域の実情に応じた迅速な救助ができるよう、引き続き国と都道府県との十分な連携を図るとともに、件数が著しく多数となる場合は手続を簡略化することが可能であることを明確化するため、災害救助事務取扱要領（平 27 内閣府）を平成 27 年度中に改正する。